

令和8年度『城下町新発田まつり』臨時露店出店要綱

- 1 出店期間 令和8年8月27日（木）～29日（土）
- 2 出店時間 各日 午前9時30分～午後10時00分
- 3 出店場所 諏訪神社周辺（諏訪町1・2・3丁目の一部）
- 4 施設 必要な電気設備は、出店者で用意すること。
- 5 申込要領（1）指定の臨時露店出店許可申請書に必要事項を記入の上、**令和8年8月14日（金）（必着）までに**返信用封筒で郵送または持参する。
（新発田市中央町3丁目2番22号 松縁館ビル1階）
※城下町新発田まつり当日及び出店料支払日（令和8年8月24日）での申請の受け付けは行いません。
（2）出店申請は1口割間口を1.8m以下、1.8mを超え3.6m以下及び3.6mを超えるものの3種類とする。

- 6 出店料 市臨時露店管理条例第6条の規定による

間口	1日	2日間	3日間
1.8m以下	3,000円	6,000円	9,000円

※間口1.8mを超えるものについては、1.8m（1.8m未満の端数については、その端数）について、1日につき1,000円を加算する。

※出店期間が1日に満たない場合でも、1日とみなす。

※全長5.4mまでとし、飲食スペースを設ける場合は延長に含める。

■ 出店料支払い・・・令和8年8月24日（月）午後2時から午後5時まで
新発田市臨時露店管理運営委員会 事務局（観光振興課）
新発田市中央町3丁目2番22号 松縁館ビル1階

- 7 募集 キッチンカーは10店舗までとする。申請書と車検証のコピーを提出すること。
※募集数は目安であり変動する場合がある。
- 8 抽選等 キッチンカーについて、募集台数を超える申し込みがあった場合は、新発田市に住所を有する個人や法人を優先し、主催者が抽選を行い、出店者を決定する。

- 9 許可書交付 出店料納付後、出店許可証を交付する。
※出店者は、許可証の提示を求められた場合、速やかに提示できるよう許可証を店頭の見やすいところに掲示しておくこと。
- 10 出店場所 8月24日（月）に出店許可書交付後、別途指定する。
- 11 交通規制 8月27日（木） 午前8時～午後11時
8月28日（金） 午前9時～午後11時
8月29日（土） 午前9時～午前1時（時間を守って撤収すること）
- 12 駐車場 新発田市カルチャーセンター駐車場
- 13 その他 (1) この要綱に違反するときは出店を許可しない、または出店の許可を取り消すことがある。
いずれの場合も納付した出店料、協力金、電気料は返還しない。
(2) 食品販売業者は、特に衛生に留意し、新発田地域振興局の指示に従うこと。
(3) 食品衛生法などの法令等による許可または届出を必要とする業種については、事前にその許可等を得ておくこと。
(4) 申請者と出店者が同一人物であること。
(5) 出店者の年齢は、開催日において、満18歳以上であること。（高校生不可）
(6) 出店区域内の清掃に留意し、特に閉店後のゴミの処理については責任をもつこと。
(7) ゴミの廃棄は各自持ち帰ること。
(8) 側溝や下水道等に油類等をぜったいに流さないこと。
(9) 火気器具等を使用する場合は、火気の使用には十分注意し、必ず消火器を設置すること。
(10) 火災などの危険性やその他、安全性が確保できない器具は使用しないこと。
(11) 出店場所の決定後に、出店者同士による出店場所の変更は認めない。
(12) 消火栓の前や消防用水利をふさぐ出店はしないこと。
(13) 出店区域の住民等の通行に支障のないように注意すること。
(14) 緊急車両の通行できるスペースを確保すること。
(15) 出店者の車両は、臨時駐車場（新発田市カルチャーセンター前道路向かい側）に駐車し、路上駐車は行わないこと。
(16) 路上駐車禁止区域に駐車しないこと。また、企業や個人の駐車場は無断で使用しないこと。
(17) 用（大便、小便）を足す場合は、必ず仮設トイレを利用すること。
(18) 出店中に飲酒しないこと。
(19) 申請した間口以外に飲食スペース等を作らないこと。
(20) 申請書に不備があった場合は受付できない。
(21) お客さまや他の出店者の迷惑になる行為はしないこと。

- (22) 臨時露店管理運営委員会の指示に従い、相互理解の上、秩序の維持に努め、明朗な祭りにすること。
- (23) その他、出店許可証の注意事項を守ること。

1 4 キッチンカー出店注意事項（上記に加えて）

- (1) キッチンカーは1店舗につき1品目に限る。（味の変更は可能）
- (2) 露店商が取り扱う品目は、出店できない場合がある。
（例：唐揚げ、焼きそば、たこ焼き、かき氷、ポップ焼き等）
- (3) アルコール類の販売は不可。
- (4) キッチンカーは新潟県内に住所を有する実店舗をもたない個人・法人に限る。
- (5) 抽選を実施した場合は、出店申込者宛てに郵送または電話で当選・落選を連絡する。
- (6) 抽選もしくは定数割れにより出店が決定した後のキャンセルは、原則、不可とする。
- (7) 出店決定後にキャンセルした場合は、キャンセルから1年間、臨時露店管理運営委員会が管理する臨時露店において、出店希望者が多数で抽選になった際に、優先順位を下げることがある。
- (8) 露店出店時間中車両の移動はしないこと。